



ネット通販「お試し」の注文は慎重に！の巻

1回目の商品が届いた



《解約保証付》
というときは
2回目でも
やめられるのをお
すくに申込み
しなくちやー！

ダイエット○○○
無料
500円(送料)

申し込み
解約保証付

このサプリ
定期購入だけで



お試し申込み 解約保証付

- ・定期購入は2回目分支払後でなければ解約できません。
- ・2回目は4か月分 40000円分を発送します
- ・解約保証は注文後6時間以内に電話にて



一度に4か月分
送られてきて
料金が4万円??
解約保証も
使えないわ

その数日後、2回目の商品が…

見守りポイント

- ◎ネット通販で健康食品や化粧品の、無料や格安のお試し商品だけを注文したつもりが、定期購入だった、という相談が、依然、多く寄せられています。
- ◎最近では、2回目に何か月分もの商品が一度に届き、支払額が高額になる、解約するにも2回目の料金を支払わなければならないなど、厳しい条件のところもあります。

対処方法

- ※通信販売はクーリング・オフができません。
- ◆通信販売で返品や解約をする場合は、広告に記載されている条件に従うことになります。お得な情報だけではなく、他の条件や規約をよく確認した上で、注文するようにしましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。